

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成26年度第1回） 会議録

日時：平成26年12月5日（金）

午後3時00分～午後4時30分

場所：柴田町役場 保健センター講習室（3階）

○委嘱状交付式

藤原課長補佐： 皆さま、本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の次第ですが、先に委員の皆さまに滝口町長から柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員の委嘱状を交付します。その後、引き続き、第1回審議会を開催いたします。

それでは、滝口町長から委嘱状を交付します。名簿順にお名前をお呼びいたしますが、町長が皆さまの席に参りますので、その場でご起立の上、委嘱状をお受け取りいただきますようお願いいたします。

（名簿順に委員の名前を読み上げ、滝口町長から各委員に対し委嘱状を交付）

○第1回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

<出席者>

遠藤委員、中嶋委員、佐藤委員、澤田委員、志子田委員、米竹委員、村山委員、森委員  
（松川委員欠席）

滝口町長（途中退席）

<事務局>

平間まちづくり政策課長、藤原課長補佐、小林主査、岡山主事

1. 開 会

藤原課長補佐： 平成26年度第1回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会を開催いたします。

本日は、委員8名の出席をいただいておりますので、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例第7条第2項の規定により、この会は成立しております。申し遅れましたが、本日司会を務めさせていただきます、まちづくり政策課の藤原と申します。よろしくようお願いいたします。

それでは、まず町長からごあいさつを申し上げます。

## 2. 町長あいさつ

滝口町長： 年末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今回の審議会は第二期ということになります。第一期では貴重なご意見を多数いただきましたが、中身は非常に重いものでありました。いただいた意見は出来るだけ議会などと連携して対応していきたいと考えております。

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の特徴を改めて申し上げますと、参加と協働によるまちづくりを中心に据えているというところですか。その手法は、提案制度、まちづくりセンター“ゆるぶら”、住民投票制度と、ある程度整備が進んでおります。もう一つの特徴は、地域のコミュニティを大事にするということです。地域コミュニティにおいて地域の将来計画を作っていただいております。行政では、情報の共有が一番のメインにしております。これらの取組みの成果としては、住民が、町をもっと元気に、より良くしていこうといった動きが出てきたことにあります。匠祭り、東西対抗歌祭り、招福まつりなどが住民主導で始まっています。

また、工業関係からは、自分達の工場に関する要望ではなく、柴田町の観光行政に対する提案をしていただいております。このように、自分達の仕事のことだけでなく、柴田町をもっと良くしていこうという動きが町全体に出てきたことが、大きな成果なのではないかと思えます。

問題もあります。情報の共有のあり方です。住民と行政の情報の取り扱い方が食い違って、さくら連絡橋の時のように、誤解を生じることがあります。お互いに信頼関係がないと、情報共有は一方的になりやすいということです。もう一つは、予算編成段階からの住民参加。町の予算は国のさじ加減で大きく変わります。このような事情をお互いに理解しておかなければ、情報共有を進めていくことは不可能です。今回の審議会の中で、どこまで共有すべきか、更に検討いただきたいと思います。

現在、町では後期基本計画を作成中であります。3年間かけて、すべての行政区で住民懇談会を行いました。小学校単位での懇談会も行いましたが、100名を超える参加はありませんでした。出前講座で行っても人が集まらない。こういった現状を分析し審議会からご意見をいただければと思います。後期基本計画については、現在、素案段階であり、今後は住民の方々の意見を踏まえて、修正をしていきます。ですが、有権者3万人の中で実際に意見をいただけるのは1,000人ほどという実態です。そのような実態を踏まえて、住民参加のあるべき姿を模索することも、この審議会のテーマになると思います。住民参加、公募といっても特定の人に限定されているのでは、というのが実情です。

後期基本計画について少し触れますと、まちづくりにおけるフットパスを中心としたまちづくりを重点プロジェクトとして計画していきたいと思っております。フットパスとは、足と小径。町内の歴史的資源などを歩いて回れるルートを開発、整備していこうというものです。整備することによって交流を深め、人の流れを対流させてい

くことによって町を元気にしていくといったものです。新しく始めることのように聞こえますが、実は既に始まっています。里山ハイキングコースなどの整備、白石川散歩コースの整備、さくら連絡橋を整備することによって、白石川、船岡城址公園、白鳥神社、陣屋、船岡駅。こういった人の流れが生まれると期待されます。このほかにもさまざまなルートを整備して、柴田町を元気にしていく。そういった政策を中心に据えて内容を検討していきたいと思います。

審議会の皆様の任期は4年間と長い期間となっております。皆さんの意見を基に、まちづくりを進めて行きますが、予算にも限りがあります。限りある予算の中で、政策の優先順位を最終的に決定するのは議会です。この審議会で、住民自治によるまちづくり基本条例を新たな段階へ推し進めていくことが出来るように、みなさんのご意見を賜りたいとおもいますので、よろしくお願いいたします。

### 3. 委員自己紹介

藤原課長補佐： 続きまして、次第3に入ります。委員自己紹介ということで、資料1の委員名簿の上の方から時計回りでお願いしたいと思います。

(各委員より自己紹介)

(事務局より自己紹介)

### 4. 会長及び副会長の互選

藤原課長補佐： 次に、次第4になります会長及び副会長の選出に入ります。審議会条例の第6条第1項の規定により、会長及び副会長については委員の互選により選出するということになっております。暫時町長に座長になって頂きまして、会長、副会長の選任をお願いしたいと思います。

町長よろしくお願ひいたします。

滝口町長： それでは、会長及び副会長が決まるまで仮議長を務めさせていただきます。

会長及び副会長の選出につきましては、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例第6条の規定によりまして、会長、副会長についてそれぞれ1名ずつ委員の互選により定めることとなっております。自薦、他薦問いませんのでご推薦をお願いしたいと思います。初めて会った中で、自薦、他薦というのは難しいかもしれませんが、皆さんからご意見を頂かないと進みませんので、よろしくお願いいたします。

澤田委員： 前回会長を務めていただいた、遠藤委員が会長になると良いと思います。

滝口町長 : 澤田委員から、前回会長を務めていただいた、遠藤委員に会長をお願いしたいとの意見が出ましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

滝口町長 : 異議なしとのことでしたので、会長は遠藤委員をお願いしたいと思います。続いて副会長はどなたにお任せしましょうか。

志子田委員 : 会長は男性になりましたので、副会長は女性の方がより均衡がとれるのではないかと思います。

滝口町長 : 他に意見が無いようですので、副会長は女性の方にお任せするという事で、発言者の志子田委員、推薦をお願いします。

志子田委員 : 地元の様々なことに精通されている森委員が良いと思います。

滝口町長 : ただいま、森委員に推薦がありました。その他にご意見はありますか。

森委員 : 私としては中嶋委員をお願いしたいと思うのですが。

中嶋委員 : 出来れば地元の方が良いと思います。

滝口町長 : では、多数決で決めたいと思います。

(委員に挙手を求めたところ、森委員への挙手が多数)

滝口町長 : 多数決の結果、森委員が副会長ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

滝口町長 : 異議なしのことですので、副会長は森委員をお願いすることに決まりました。それでは、会長には遠藤委員、副会長には森委員ということで本審議会を進めていただくということで、お願いしたいと思います。

藤原課長補佐 : それでは、遠藤委員、森委員からご挨拶をお願いいたします。

遠藤会長 : 再度、会長を務めさせていただきます遠藤です。柴田町や「はなみちゃん」を全国に広めていけるような、活発な活動を皆様と行っていきたくと思います。よろしくお願いします。

森副会長 : 審議会は、自由にものが言える場だと思っています。緊張しやすい性格ですが、リラックスして話が出来よう頑張っていきます。

藤原課長補佐 : 町長においては公務がございますので、ここで中座させていただきます。

(滝口町長退席)

## 5. 会議録署名員の指名

遠藤会長 : それでは議事に入りたいと思います。

まず、次第の5、会議録署名員の指名です。内容について事務局から説明をお願いします。

小林主査 : 本審議会は、会議の概要を記録するために、事務局で会議録を作成し、その会議録の内容が、会議の要点とずれがないか確認していただく会議録署名員2名を指名することとなっております。その確認をいただいた後、町のホームページなどで公開する流れとなっております。会議録は概要となりますが、委員氏名については公開公表となっておりますので、あらかじめご了承ください。

署名員につきましては、昨年度までは会長、副会長及び学識委員を除く委員に、名簿順に願をしておりました。その例を踏まえていきますと、今回は佐藤委員、澤田委員にお願いしたいと考えておりました。

遠藤会長 : 事務局から説明がありましたけれども、皆さんいかがですか。

この件については、そのとおりでよろしいですね。

(「はい」の声)

遠藤会長 : それでは、佐藤委員、澤田委員に会議録署名員をお願いいたします。

## 6. 議 事

遠藤会長 : それでは、次第の6、議事に入ります。

議事に入ります前に、まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

小林主査 : まずは資料2、柴田町まちづくり基本条例審議会概要についてご説明します。

本審議会は、まちづくり基本条例の目的である「生き生きとした、住みよい町の実現」に向けて、基本条例に基づいたまちづくりの状況と課題を検証し、必要な対策を提言するための組織となっております。

2番目、設置根拠です。まちづくり基本条例の33条の2項目に、「基本条例審議会は、行政機関の附属機関とし、4年を超えない期間ごとに、この条例に基づくまちづくりの実施状況を検証し、その結果を踏まえて町長に提言するものとします。」と規定されております。前回は平成22年度に設置し平成25年度まで審議をいただきました。今回は26年度に設置となり平成30年度まで議論していただき、その内容を町へ提言していただくということになっております。

続いて、審議会の役割ということでイメージ図を用意しました。審議会は町長の附属機関として、町長から諮問を受けた事項、つまり基礎資料を事務局から審議会に提示し審議をしていただくということが基本としてあります。また、それに加えて、事務局からの提示したもの以外にも「この問題についてもっと掘り下げてほしい」など希望や意見に基づき、そういう部分も検討をしていくこととなっております。

形としては、審議会における4年間の議論をまとめたものを町へ報告していただくこととなります。それについては、内容を公表していくこととなります。

前回の審議会から今年平成26年3月に報告をいただいたものが、今回お配りした「参考資料」です。町長のお話にもありましたが、内容は多岐に渡っておりまして、現在着手しているものから、さまざまな変更、改正や予算を必要として実行まで時間のかかりそうなものまであります。情報共有について、地域支援について、まちづくり推進センターについて、まちづくり提案制度について、大学との連携について、今後の課題についてなど、さまざまな提言をいただきました。提案に対する対応状況は随時公表していく予定です。

報告書でご指摘いただいていた内容について、現在の状況を少しご報告いたします。地域計画に関しましては、昨年度の時点では未策定の地区が複数あったのですが、現時点では全地区が策定完了しました。ただ、計画の実施状況に少し差があるところも出てきたので、バックアップしなければならないと思っています。まちづくり推進センターについては、民営化の提案をいただいております。こちらは来年度から民間へ業務委託できないか、調整を進めているところです。

他にも提言は様々ありますが、随時審議会へ報告しながら進めていきたいと考えております。

資料2に戻りまして、審議会の基本的な流れをご覧ください。審議会の所掌事務については、審議会条例で規定されております。基本条例の見直しに関する調査、審議。それから基本条例に基づいたまちづくりに関して調査、審議することとなっております。先ほど説明が途中となりましたが、下の図をご覧ください。町長からの諮問とありますが、大きくここから二つに分かれます。

まずは右側、基本条例に基づき構築する制度などの内容についての調査審議。前期はこちらが審議の中心となりました。まちづくり基本条例は、委任制度が多くありました。先の審議会の皆様には、まちづくり提案制度、まちづくり推進センター、住民投票、これらの制度構築に関する審議に多くの時間を割いていただきました。今後、町から審議会へ意見をいただきたいものとして、基本条例に基づく諸制度で新たに構築するものや内容を改めなければならないものについて、

皆様にご意見をいただくということが一点。例えば、審議会の委員公募制度、審議会公開の基準などがあります。次に、基本条例の見直しについてですが、これは必要に応じてということになります。第一期の報告にありましたが、住民の役割、まちづくりの意識のあり方等について条例に盛り込むべきという意見や、基本条例が読みにくく、伝わりにくいなどの意見もありました。改正の必要も含めて皆様にご意見をいただくこととなります。これが右側の矢印の流れになります。

左側矢印、こちらが先の審議会では時間的な制限もあり、不足していた部分ではないかと思えます。基本条例に基づくまちづくりの状況調査、審議といった部分です。基礎的なデータについて事務局が提供させていただくのは当然としまして、審議委員からの調査検討を行うべきと意見の出た部分については、議題にあげていくことも議論して頂ければと考えておりました。これは次回以降になりますが、例えば委員の皆様にご議論すべき内容について調査票のようなものに整理するなどして、今後の審議会の議題として、平成30年度までの間に審議していければと考えております。

審議会の回数ですが、今年度はあと1回程度となります。来年度以降に関しては審議の必要に応じて回数を決めていく方向でご意見などをお願いして行きたいと思えます。

遠藤会長 : ただいま、事務局の説明の中で不明な点や意見はありますか。村山委員はいかがでしょう。

村山委員 : ありません。

遠藤会長 : 志子田委員はいかがでしょう。

志子田委員 : 前は審議会も準備段階といったところでしたが、今回は二期目ですから、本当の審議ができればと思います。

遠藤会長 : 本当の審議とはどのようなものでしょうか。

志子田委員 : 条例に書いていることの進捗状況について、意見を言っていくことが必要だと思います。今回は前回のように町から与えられた議題だけでなく、地域で一番の問題となってくるであろう地域コミュニティの崩壊を防ぐためにどうするか。地域を再構築する、その大きな対策の一つとして地域計画の策定が進められていましたが、その進捗状況にずれが生じているのであれば、一体何が問題なのか、といった検証なども行っていくべきだと思います。

遠藤会長 : 地域崩壊を防ぐための地域計画運用をどう行っていくかを議論したいということなのですね。

志子田委員： はい。

遠藤会長： 米竹委員は何かありませんか。

米竹委員： 志子田委員のおっしゃった地域計画の策定に携わりましたが、毎晩精力的に話し合いを続けて策定していきました。このような取り組みは住民の声を取り込むいい機会だと思います。先ほどの話を聞いて、この審議会で積極的に議論していきたいと思いました。

遠藤会長： 澤田委員からは何かありませんか。

澤田委員： 先の二人の発言に関連していることですが、そもそも、地域計画の進捗についてはまちづくり政策課ではどの程度把握しているのですか。毎月の報告書などがあるのですか。

小林主査： 地域計画は、あくまでも地域の自主的な計画ですので、その進捗管理を町で細かく行っていくものではありません。地域計画は5ヶ年計画で、年度毎にどのような事業を実施していくかは把握していますが、進捗管理は地域で行っています。ですので、各地域において、いつ、どこで、何が実施されているのかまでは、地域からの情報提供が無いと分かりません。ただし、地域計画に基づく事業は、町の補助金を活用できますので、申請や実績報告の際に、地域計画の実施状況や、実施する事業の目的、内容、成果を聞き取りし、地域の状況の把握を行っています。

澤田委員： 私の行政区でも活発に動いています。餅つき隊を結成して、行政区のイベント毎にもちを振舞ったり、地域の文化祭といったものを11月30日に集会所にて開催しました。地区の皆で宝物、珍しいものを持ち寄ったり、手づくりの作品などを展示したりで行いました。その日は100人以上来場者が来て、盛況でした。他にもふれあい会といった会を開いて運動会を行うなど、さまざまな活動しております。そのような状況を調査し、審議で実態をつかんで、遅れている行政区に関しては適宜指導に入って、他の行政区でやったことを参考にしてもらうなど、さまざまな形で、地域の活動を紹介していくなどすれば、審議会も地域活動に貢献できるのではないかと思います。

遠藤会長： 澤田委員のご意見は、地域活動を例に、基本条例に基づいたまちづくりの状況というものをこの審議会で審議して、他の地区の啓発、町への行政区からの提案へつなげていくということですね。

澤田委員： 他でやっていることを把握しないことには先に進まないの、把握の仕方を考えていけないといけないですね。

遠藤会長 : 地域状況の把握について町はどのような活動をしているのですか。

小林主査 : まちづくり推進センター“ゆる.ぷら”を拠点に地域づくり支援委員を2名任命しまして、各地区を取材し地域づくりに役立つ情報を集め、ゆる.ぷらニューズレターとして、地域の活動情報を発信しています。また、地域づくりに役立つテーマで、各地区の区長さんや役員さんが集まって意見交換を行う座談会を開催しています。ですがどうしても、地区から上がってこないもので見逃してしまっている情報もまだまだあると思います。

澤田委員 : 私が常々思っているのは生涯学習センターの活用です。例えば船迫生涯学習センターは船迫小中学校区の6行政区を持っています。センター内に通信係となるような係りの人を決めて、月に一度か二度、各行政区を回ってもらえると良いのではないですか。まちづくり政策課だけではとても把握しきれないので、センターの人にも協力してもらおうと思います。行政区をまわって聞いた情報を、まちづくり政策課に吸い上げてもらう。そういう組織作りをしてほしい。ひとつよろしくをお願いします。

遠藤会長 : 要望が出されました、ご検討ください。佐藤委員はいかがでしょう。

佐藤委員 : 特にありません。

遠藤会長 : 中嶋委員はいかがでしょう。

中嶋委員 : 報告書を見て思ったのですが、澤田委員もおっしゃるように、現場の状況をうまく捉えながら議論が出来れば良いと思います。

遠藤会長 : ありがとうございます。副会長はいかがでしょう。

森副会長 : 皆さんで意見を出し合って、作っていきたいと思います。

遠藤会長 : 他に何かありますか。

村山委員 : 基本条例にもとづいたまちづくりの状況について、何を調査し審議するのか私たちが決め、実際に現地に赴いて調査し、審議をするということの良いのでしょうか。

遠藤会長 : 調査審議の内容や進め方について、具体的に誰が、どういうやり方で行うか。というところですが、そのイメージについて事務局から説明をお願いします。

小林主査 : 資料2の2ページをご覧ください。審議会の形態として、一つは事務局からこうい

った内容を議論してほしいと提示し審議していただくのが一つ流れで、もう一つは先ほど地域のことについてもっと突っ込んだ話をするべきといった意見がありましたが、多岐にわたる基本条例の中で、審議委員からこの部分についてもっと詳しく議論した方が良いという内容について、必要があればヒアリングや調査を行うなどして情報を集め、議論していただくという流れを考えています。

遠藤会長 : 基本的には事務局が現場に行って調査し、事前資料をつくってこの場で調査の結果を審議するといった解釈でよろしいでしょうか。また、村山委員からの意見のように審議会が積極的に調査活動を行うということについて排除されるわけではありませんよね。例えば、委員から調査に同行したいといわれても排除はしませんね。

小林主査 : はい。

米竹委員 : 今話を聞いて思ったんですが、例えば地域計画をつくる際にアンケートを取りましたが、そこで課題が出ました。その中の個人的に出された課題についても良いのですか。それとも区長などを通して町に出された課題についてのみ調査、審議するのでしょうか。私は30区に住んでいるのですけれども、いろいろな課題がたくさん出ました。その中に、子どもが喘息のような症状を起こすので、植えてある木を切ってほしい、というものがありました。木から落ちた実が風に吹かれるとさらに症状が悪化するということです。地域計画の策定委員会の時には、そういうのは個人的に持ち主と相談して下さい、といった対応をしていたのを思い出しました。こういう声もこの審議会に持ち込まれることによって、解決の手段を導くことができるのかな、と思いました。意見や課題の集約の仕方はどうなのでしょう。

遠藤会長 : 地域で個別具体的に出た問題について、区長経由で問題提起されるのか、それとも委員個人として提出していいのか。ということですね。

米竹委員 : 定期的に区長に何かを聞くとか、相手から出されなければ受け取らないではなくて、こちらからも一歩出て、地域の課題を考えることが出来ればいいのではないかと思います。

遠藤会長 : 事務局はどう考えておりますか。

小林主査 : 個別の課題については地域の中には様々なものがあると思いますし、各委員さんもいろんな問題意識、考えを持っていらっしゃると思います。そういった中で個別課題をモデルケース的に議論して、その結果条例を変えた方が良いとか、新たな制度をつくった方が良いとか、形を変える方が良いとか、そういう議論は出来ると思います。また、それが審議会の役目なのではないかと思います。

平間課長 : 補足します。行政区長の役割とは、まちと地域をつなぐということです。地域の課

題を町に伝える中継地点といった位置づけになります。そのようにやっていく上で、課題を町に出す際、区長による確認が必要であるとしていますが、他にも住民の方が発見した課題はどんどん吸い上げていく仕組みづくりは行っております。例えば、各行政区から、定期的にこのような課題がありますよ、といった内容を全課長が月一回の会議に見て確認を取ったり、それ以外にも個別的に町長へのメッセージという形で意見を寄せることができます。しかし、地域の課題については行政区長も把握しておかなければいけませんので、出来るだけ行政区長を中心に意見、情報を集約して町に地域の考えを伝えるという流れがあります。

遠藤会長 : まとめさせていただきますと、個別問題が地域において出た場合、行政区長が地域と町をつなぐパイプがあるので、それを使っていただく。もう一つは、町民個人が直接町長に要望するといった手段もあると。その場合は、逆に町から行政区へ働きかけるというところですね。それとは別に本審議会は、各委員が現場実態をふまえて、問題を解決するために基本条例の中身を検証したり、運用面での問題を審議、検討し、必要に応じた対応をし、解決へ向けていくということです。まとめとしては以上でよろしいでしょうか。

(はい の声。)

遠藤会長 : 今回のポイントは、ここで審議する内容は何かといったことです。それにはまず、前期の課題。現場の状況を踏まえた新しい課題。これらを審議していくということで整理できると私は思います。佐藤委員、意見をどうぞ。

佐藤委員 : 今、提案されているのは審議会の運営の骨組みの説明だと思います。前期に委員をされた方、各種委員をされている方など様々な意見をお持ちの委員がいらっしゃると思いますが、今は審議会の概要の説明ですから、私はその概要については納得しました、という意見です。

個別の問題については別に時間をかけてやるべきですが、各委員が特定の地域にばかり偏って議論するのは良くないと思います。私たちは一地域の代表者ではないので、そこは分けて考えるべきだと思います。個別の問題を議論してはいけないわけではなくて、今は進め方の議論ですから、そこを分けて、整理していくと良いと思います。

遠藤会長 : 佐藤委員は、今後この審議会では何を議論していくべきだと思いますか。

佐藤委員 : 今までの説明のあったとおり、審議を開始してみないことには分からないこと、出てくる課題もたくさんあります。審議会の運営については、賛成ということです。

遠藤会長 : 中嶋委員はいかがでしょう。

中嶋委員 : 審議会の進め方については特に異論はありません。内容としては、前期の報告書で

記載されている事項の状況確認がまず一点目としてあると思います。それから澤田委員の意見にもありましたが、現場の状況を把握しながら議論ができれば良いのではないかと思います。

遠藤会長 : 澤田委員はいかがでしょう。今後何をここで議論していくかということですが、中嶋委員がおっしゃったのは前期の報告書で出されている課題と、個々の現場の状況を踏まえて見えてくる課題、それを議論していこうと。

澤田委員 : 地域の計画をいかに上手く地域運営に生かしていくか、という議論が前回なされました。その中で、前期の審議会で問題だったのは、まだ計画書すら出ていない地域があるということがありました。それが解消されたら、次は計画自体に着手しているかどうか、そういうことをここで調査、審議していくということですよ。それが今回のポイントになると思います。

遠藤会長 : 前期で課題として出されていた地域計画ですが、その実施状況、そしてどのように地域運営に生かしていけるのか。そういった内容の議論もここに組み込んでいくべきではないかということですね。

澤田委員 : 地域計画を例に挙げたのは、策定してもなかなか実施されていない地域があるようなので、それはなぜなのか検証する例としてでした。

遠藤会長 : 澤田委員は特に前回審議会で議題になった、地域計画と、地域活性化についてより深掘りしていきたいということですね。志子田委員は何かありますか。

志子田委員 : 基本条例の中に、まちづくりの基本理念というものがありますよね。それに照らし合わせて、地域の将来構想をどうするかというポイントがあります。基本理念を踏まえて活動していけば、地域の活性化につながるということが書かれています。ですので、地域計画の内容がまちづくり基本条例の理念に沿っているかどうかを一番のポイントとしたいと思います。

遠藤会長 : 志子田委員の意見は、地域計画の実施状況がまちづくりの理念に即しているものか、今後議論していきたいということですね。米竹委員はどうですか。先ほどまで個別具体的な意見が出ていましたが、今後何をすべきだと思いますか。何かそれについてのご意見はありますか。

米竹委員 : 特にはありません。初めての参加でしたので学ばせていただいております。ただ、私は自分が生活していることと、まちづくり基本条例の理念とが別のもののように分かれないう考えなければならないと思います。

遠藤会長 : 村山委員はいかがでしょう。

村山委員 : はい、前期の課題に加え、地域の課題についての審議も進めていきたいと考えております。

遠藤会長 : 副会長お願いします。

森副会長 : 三年間通しての審議内容の話でしたが、今年度はどうするのか。審議会の開催も今年度はあと一回か二回くらいしかないので、順番を良く考えたほうがいいなと思いました。次の会議では何をやりましょうといった具体的な内容を決めておかないと話が進みづらいと思いました。

遠藤会長 : 何か、優先すべき事項などの意見はありますか。

森副会長 : 特にこれといったものは今のところありません。前回の提言書の内容に則して進めていければと思います。

遠藤会長 : 森副会長から、今年度中の審議会で話し合う内容をここで決めてしまった方が良いとの意見がありました。前期の課題は大きく6点ございますが、この中で特に優先しなければならないものについて、次回話し合う内容としたいと思いますが、いかがでしょうか。

澤田委員 : 先ほど町長の挨拶の中にもあったように、この条例の中で特に求めているのが参加と協働ということになっています。本来、住民の参加と協働を進めるための地域計画です。どのような進捗で行われているなど、情報の共有などのやり方がうまく機能しているのかなど、検証しなければいけません。地域計画はまちづくりへの参加と協働にとって大事な道具なのではないかなと思うんです。町長はいろいろなところで、参加と協働を訴えています、その実態はどうなっているのか、そこを審議するのも条例に合わせたやり方であると思います。地域の声を聞くと、地域計画を作っても、町が進める参加と協働を強調するためだけの道具になっている、といった声が上がってきております。審議会を通じて、せっかく作った地域計画を基本条例で目指している参加と協働の内容とあっているかどうかを考えて、上を目指していくべきだと思っています。

遠藤会長 : 地域計画を取り巻く論議の重要性を、澤田委員、志子田委員、米竹委員が言及されました。中嶋委員も前期の課題という意味では、地域計画は6つの課題のうちの1つですから、6分の1程度については言及されているということになります。  
佐藤委員からはありますでしょうか。

佐藤委員 : 先ほどからの繰り返しになってしまいますが、今回の審議会は、骨組みを決めて一旦閉めるべきと思います。事務局なりにプランニングもあるでしょうから、細かい話はその都度行う方が良くと思います。

遠藤会長 : 先ほど副会長から出た意見のように、審議する内容を絞るべきであるという議論は時期尚早であるということですか。

佐藤委員 : それについては、事務局に何か考えがあるのでは。

遠藤会長 : 事務局から何かありますか。

平間課長 : 先ほど委員から地域計画についての話題が出ていましたが、これについては現在、各地域は一生懸命事業を実施している最中です。実際に今年度の実績がまとまって全体を把握できるようになるには、おそらく3月末ぐらいにはなるものと見込まれます。ですので、今年度の活動実績がまとまったところで、平成27年度に審議をしていった方が効率的であると思います。26年度は先ほど町長の挨拶にもありますように、行政運営の透明化を図るべく、審議会委員の公募制度を考えていくことも必要なのではないかと思われまます。現在は限られた一部の町民しか応募してこない、各審議会で公募をしてもなかなか応募がないというのが現状です。また、審議会においては原則公開という基本条例で規定がありますが、なかなか審議会の公開までは至っていません。もちろん、個人情報など取り扱うものは公開できませんが、なので、出来るだけ多くの審議会を一般の町民が傍聴できるようになるシステムを作るべきなのではないかと思われまます。それが行政運営の透明化につながるものと考えられます。前回の報告書の中に課題もありましたから、その議論を先ずは26年度に進めていきたいと思われまます。

遠藤会長 : 今、地域計画の検証についての問題に対して、3人の委員から重要であるという指摘がありました。ですが、平間課長からは、一旦活動実績を取りまとめした上で27年度に検証したほうが有意義な議論が出来て良いのではないかということでした。それに対して、行政の透明性を改善すべく、公募制度の活性化を中心に議論をされてはいかがですかということでした。

これについて何か意見はありますでしょうか。

特に無いようですので、審議内容としては前期の課題の検証と地域の状況を把握していくこと。次回の審議内容については、公募制度の活性化について議論していくこととよろしくお願ひします。

では最後に資料3について、説明お願ひします。

小林主査 : 資料3を説明します。住民自治によるまちづくり基本条例の解説と、本審議会で議論いただきました、基本条例に関連します各種条例や制度を記載した資料となっておりますので、議論に当たりましては、こちらの資料をベースにして進めていただければと思われまます。

ポイントを説明します。4ページ目に基本条例施行までの経過とありますが、平成16年に構想を検討開始し、平成22年に条例施行という流れになっています。詳細

は資料のとおりです。

5 ページ目、基本条例の骨格について掲載しています。前文、そして総則、基本理念、これらが基本になって各種制度があるとご理解いただければと思います。条文の解説は1条から掲載していますので、お読みいただければと思います。

柴田町の基本条例の特徴は、まちづくりを進める仕組みとして具体的な制度を盛り込んでいることがあげられます。地域計画や推進センターなどが出てくるのも、柴田町の特徴だと思います。

図の中ほどの左側、第三章は「まちづくりの考え方」についてです。参加と協働、そのベースとなる情報共有がまちづくりの基本であるといった内容が記載されています。他にも、ここでは担い手と呼ばれていますが、住民や地域コミュニティ、行政議会、NPO 各種団体など、まちづくりに当たって、それぞれが役割を果たし、連携を進めていくことが書かれております。

その右側、「まちづくりを進める方法」ということで第4章について書いてありますが、一つは町の将来像ということで、基本構想や基本計画といったものを作るための手順、考え方などが書いてあります。次に、先ほども話題に上りました、地域コミュニティ。それに力を入れていくという内容が、地域コミュニティの運営、将来像作り、地域の計画と実行ということになります。これが具体的な形となったものが、今回の話題になりました、地域計画です。42の行政区が作って、地域づくりを実践しております。そのほか行政運営や協働の促進についても規定されております。これらの具体的な部分で上手く進んでいない点について本審議会で皆様からご意見をいただきたいと思っています。

次に資料左下に、「まちづくりに参加する制度」が3つほどあげられています。まちづくり提案制度、まちづくり推進センター、住民投票制度ということですが、この3つは前期の審議会でご議論いただきました。これら運用状況を報告して、改善すべき点は改善していく必要があると考えています。

第六章、基本条例審議会については先ほど述べた内容のとおりです。34条は条例の見直し、雑則が35条となっております。

一つ一つの条文について説明していきますと、大変時間がかかってしまいますので、今回は皆様に資料をお持ち帰りいただいて、よく読んでいただき次回以降の議論に臨んでいただければと思います。

先ほど、27年度は地域コミュニティに力を入れて議論するといった方向で固まってきましたが、審議会は長丁場でございますので、ほかの部分、前期の結果を踏まえながら、力を入れるべきところはまだ力を入れて、今回のように審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

資料3は、24ページまでが基本条例、25ページから審議会条例、審議会運営の条項、推進センター条例、推進センター規則、提案制度実施要綱、提案制度審査会運営要項、住民投票条例、住民投票施行規則となっております。

資料3についての説明は以上です。

遠藤会長 : みなさま意見はございますか。

特に無いようですので以上で議事を終えたいと思います。

## 7. その他

遠藤会長 : 第二回審議会日程について、事務局からお願いします。

小林主査 : 開催日程なのですが、年明けに開催をする方向で調整させていただきます。具体的には2月になると思いますが、会長、副会長と日程を調整させていただいて、皆様に日程を通知できるようにしたいと考えております。

遠藤会長 : みなさまこの方針でよろしいでしょうか。

(はい。の声)

遠藤会長 : 以上をもちまして本日の審議会の会議は終了となりますが、最後に森副会長から閉会の挨拶をお願いいたします。

森副会長 : 前回から委員をされてらっしゃる方も何名かいらっしゃるようですが、新しく入った人の方が多いようです。私も初めてです。至らないところもあるかと思いますが、皆様今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

## 8. 閉 会

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後4時30分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成27年 1月13日

会議録署名委員 澤田 勝弘

会議録署名委員 佐藤 正壽